

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号  
NEWS日本橋堀留町6階

**株式会社ビジョナリーホールディングス**

代表取締役 星 崎 尚 彦

### 第2期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月29日（月曜日）午後6時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2019年7月30日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区銀座2-15-6  
銀座プロッサム中央会館  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。  
また、今総会から場所を変更しております。)
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第2期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第2期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件            |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件          |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件         |

#### 4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### 5. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「IR情報」(<https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/>)に掲載されております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の書類の他、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表、個別注記表及び連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書となります。

- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

※第2期定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(2018年5月1日から  
2019年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社が判断したものであります。

当社は2017年11月1日に単独株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社メガネスーパーの連結の範囲と実質的な変更はありません。

第1四半期連結累計期間より、5月1日に当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、卸売事業を新規に追加しました。また前連結会計年度まで「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な輸出に支えられ企業業績が順調に推移する一方、企業の人手不足感や、地政学的リスク、各国株式市場の不安定さと、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属しております眼鏡等小売市場は、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、VDT (Visual Display Terminals) 高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要の高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により店舗数に減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

このような経済・経営環境のもと、当社グループは2012年1月以降、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外

少人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下、「APファンド」といいます。）による事業再生支援のもと、2014年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってまいりました。

その結果、2016年4月期に9期ぶりに黒字化を達成し、2017年4月期以降を「再成長期」と位置づけ、①目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開する、②技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域における成長加速、③アイケア難民撲滅のための攻めの戦略を基本戦略とし、「アイケア」重視の「真のメガネ専門店」を展開することにより、経営効率の向上、並びに持続的に発展できる成長基盤の構築および事業基盤の強化に取り組んでおります。

また、経営効率向上の一環として、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とし、環境変化へのスピーディな対応を実現する経営体制として、2017年11月1日には当社（株式会社ビジョナリーホールディングス）を設立し、持株会社体制に移行しております。事業面においては、2017年1月には富山県の有力メガネチェーン店「メガネハウス（22店舗）」を買収、2017年8月には「シミズメガネ（大阪府・11店舗）」を子会社である株式会社関西アイケアプラットフォームを通じて事業承継、2018年5月には「メガネのタカハシ（青森県・2店舗）」を子会社である株式会社みちのくアイケアプラットフォームを通じて事業承継するなど、アイケアサービスの更なる普及とサービス提供エリア・店舗拡大を推進し、事業基盤の強化を図っております。

さらに、2017年5月に技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域での成長を遂げるため株式会社Enhanlaboを設立、2018年5月にはメガネ・サングラス・補聴器関連商品の卸売りや店舗運営コンサルティング等を行う株式会社VisionWedgeを設立したほか、同年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店であり、また眼鏡、サングラスを販売する「EYESTYLE」を直営展開するなど、ファッションに強みを有する株式会社VISIONIZEを買収する等、市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応や、次世代型店舗への移行促進による更なるアイケアの普及に向けた投資を通じて既存BtoC領域での事業成長の加速を図るとともに、BtoB領域への事業展開を本格化しております。

当連結会計年度における経営成績は、当社の小売事業及びEC事業ともに好調に推移したことに加えて、今期より開始した卸売事業の業績寄与により、売上高は26,485百万円（前年同期比21.6%増）と前年同期を大きく上回る結果となりました。

一方、損益につきましては、上述いたしました売上増により、営業利益は932百万円（前年同期比30.1%増）、経常利益は852百万円（前年同期比45.1%増）と前年同期より大幅増加となりました。また、今期も引続き、経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため固定資産の売却を進めた結果、特別利益として固定資産売却益29百万円、賃借人都合による退去に伴う立退料収入51百万円、特別損失としては、YNメディカル社との和解損失120百万円、改装・閉店により固定資産除却損46百万円、今期中に移転もしくは閉店の意思決定した店舗の損失見込額として、減損損失206百万円と店舗閉鎖損失11百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は499百万円（前年同期比31.2%減）となりました。当社は経営指標のKPIとしてEBITDA(注)を重視しており、本連結会計年度のEBITDAは1,587百万円（前年同期比28.8%増）となりました。

(注) EBITDA=営業利益+減価償却費（有形・無形固定資産）+長期前払費用償却費+除去債務償却費用+のれん償却費+株式報酬費用)

当連結会計年度における事業の種類別セグメント業績の状況は次のとおりです。

## 1. 小売事業

当社グループの中核事業である小売事業は、日本人の眼の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、眼の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画の基本戦略に基づき、①次世代型店舗への移行、②商圈に合わせた出店の継続、③目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、に取り組んでまいりました。

### ①次世代型店舗への移行

2015年より当社グループが掲げるアイケアサービスを更に拡充・先鋭化させ、新規客数と客単価の向上による売上増加を目指します。具体的には、新しく導入される検査機器群、お客様個人の空間を確保した店舗レイアウト、高単価店舗に相応しい上質な店内環境を特徴とします。

2017年11月23日に全面リニューアルしたメガネスーパー高田馬場本店を皮切りに、前期中に3店舗のリニューアル（内1店舗は移転リニューアル）と1店舗の新規出店を実施いたしました。当連結会計年度におきましては、6月に6店舗、8月に1店舗、9月に3店舗、10月に6店舗、11月に6店舗、12月に5店舗、2月に2店舗、3月に1店舗、4月に1店舗のリニューアル（内10月の1店舗、12月の1店舗、2月の2店舗、3月の1店舗、4月の1店舗は移転リニューアル）、と9月に1店舗、11月に1店舗、2月に1店舗の新規出店を実施いたしました。当連結会計年度末におきまして32店舗となりました。

### ②商圈に合わせた出店の継続

当社の数百万人に上るCRMデータから分析した商圈特性に合わせ、「次世代型店舗」「従来型店舗」「コンタクト専門店」など、当社の有する複数フォーマットの中で最適な形態による出店を行います。

当連結会計年度における当社グループ出退店は株式会社タカハシからの事業譲受による株式会社みちのくアイケアプラットフォームでの出店2店舗および株式会社VISIONIZE買収に伴う店舗増5店舗を含む26店舗の新規出店、16店舗の退店を行い、当社グループの当連結会計年度末における店舗数は398店舗となっております。

### ③目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進

当社グループの強みを活かした「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化を図るとともに、その発展系として、同プラットフォームを通じた同業小売店や商品面も含めた周辺領域のロールアップやアライアンス等を推進します。事業規模と領域の拡大を進めるとともに、グループで共通する事業基盤の強化を図ることで、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位を確立いたします。

当連結会計年度におきましては株式会社タカハシより青森県の2店舗の事業譲受と株式会社VISIONIZEの株式取得を実行いたしました。

この結果、小売事業における売上高は25,291百万円（前年同期比18.8%増）、セグメント利益は1,375百万円（前年同期比54.0%増）となりました。

## 2. 卸売事業

当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド（PB）商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として5月1日に株式会社VisionWedgeを設立いたしました。また、2018年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店である株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しました。

この結果、売上高は605百万円、セグメント利益は170百万円となりました。

## 3. EC事業

EC事業につきましては、当社グループECサイト「メガネスーパー公式通販サイト」とAmazon・楽天・ロハコなどのモールECにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。具体的には、「Amazonログイン&ペイメント」、「ソーシャルPLUS」のLINEログインオプション機能を利用した、LINEアカウントと連動するLINEログイン機能や、ECサイト会員登録と同時にLINE友だち追加ができる機能、会員向けのプッシュメッセージ配信機能を利用した様々なサービスを提供しております。

当連結累計年度においては、自社ECサイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しECサイトへの流入数が増加、モールECはAmazon・楽天・ロハコいずれも好調に推移しております。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を1タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索&取り置き」、コーポレートサイト及びLINEを利用した来店予約など、実店舗とECサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、EC事業における売上高は581百万円（前年同期比18.7%増）、セグメント利益は87百万円（前年同期比15.2%増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による小売事業における売上貢献額とEC事業売上高を合算したEC関与売上高は655百万円となりました。

#### 4. その他事業

昨年5月に設立した株式会社Enhanlaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「b.g. (ビー・ジー)」の研究開発・量産化を行っております。2019年3月27日企業・法人向けに納品を開始いたしました。過去に出展したウェアラブル EXPO 等、これまでの活動を通じて開拓した BtoB 各事業領域における顧客企業・法人等へのアプローチを続けてきた結果、初回製造ロットについては現時点で全て受注済となっており、医療、製造業、建設業、住宅、福祉など多岐の業界に渡る 50 強のアカウントに順次納品してまいります。この結果、その他事業における売上高は7百万円となりましたが、開発諸費用の支出によりセグメント損失が102百万円となりました。

セグメントの売上高につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

部 門	期 別	第 2 期 (当連結会計年度)	
		売 上 高	構 成 比
小 売 事 業		25,291	95.5 %
卸 売 事 業		605	2.3
E C 事 業		581	2.2
そ の 他 事 業 (注)		7	0.0
合 計		26,485	100.0

(注) その他事業はウェアラブル端末事業等であります。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、成長基盤の一層の強化を図るため、引き続き目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開し、眼鏡小売市場の付加価値需要層に対する持続的競争優位の確立を図ってまいります。

### 1. ターゲット顧客層を獲得する上での当社グループの強みの活用

- ・ミドル・シニア世代は、すでに当社グループ主要の顧客基盤であり、その約半分は「ファッション性」よりも視力検査やフィッティングを始めとする「アイケア」を重視する顧客層。
- ・このような顧客層に対しての検査や過去蓄積してきた約900万人の顧客データベースなど、当社グループの強みをより一層活かすことでさらなる顧客基盤の拡大。

### 2. オペレーションの改善とリニューアル

- ・本社サポートによる既存店毎に特定された店頭訴求、商品・接客などの問題解決、施策展開による単価・件数の増加。
- ・付加価値需要層に対応した店舗リニューアルを高収益店舗を中心に進め、さらには、全店拡大に向け量的に拡大。

### 3. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

#### ①集客のためのマーケティング

- ・主要な顧客基盤たるミドル・シニア世代をより明確にターゲットとすることで、アイケアに関する個々の顧客の潜在ニーズを顕在化させ、新規客数及び再来客数をさらに拡大。
- ・既存店舗の質の向上が図れてきたことを踏まえ、顧客への訴求という観点から、DM、メルマガ、LINE、ポスティングといった直接顧客とつながる販促施策、「フクタン」キャラクターを始め、同じコンテンツで、話法を顧客タイプに合わせた新しいクリエイティブ施策（川柳、漫画、動画等）による訴求の展開。
- ・これにとどまらず、地域・商圈毎の広告宣伝媒体の多様化と相乗効果の最適化など、より一層対外訴求効果を改善。
- ・特に、新規顧客の獲得に向けては、ミドル・シニア層に適した「アイケア」を中心とした商品・サービスのマス向けの打ち出し、再来顧客の確保に向けては

ウェブを中心とした展開を重視し、有用な顧客データをもとにした情報配信、商品・サービスやソリューション提案を直接顧客とやりとりすることにより、実質的な商圈の拡大及び広告宣伝施策の効率向上を図る。

#### ②顧客化のための店舗サービスの最適化

- ・集客のあり方の進化に伴い、店舗のあり方も従来小売の物販型モデルにとらわれず、付加価値のあるサービスを重視。
- ・タブレットPCなどのITの活用と人材の役割専門化を通じてコストを削減しながら売上が向上する収益モデルへの変更。
- ・顧客への付加価値に提供という観点からは、集客施策により顕在化する顧客ニーズに対して、「アイケア」ニーズに対応した競合と差別化可能なレンズ製品の品揃えや、ミドル・シニア層に適した企画開発型のオリジナルフレーム商品の拡大を推進。
- ・商品ラインの変更と平仄を合わせ、商品・サービスの付加価値を積極的に上げ、一部競合よりも絶対水準として高い、価格あたりの価値を高くし、買上率を一段と拡大させる。
- ・結果として、坪効率向上させ、より面積の小さい店舗における店舗展開も可能に。

#### 4. 新規出店

- ・閉鎖や改装による既存店の構造改革及び既存店の新モデルへの転換による売上拡大に加えて、投資効果の高い新モデルでの小商圈（地域密着型商圈・立地）への新規出店。
- ・また、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを強化し、M&A等による店舗の獲得も機会に応じて検討。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、946百万円であります。小売事業におけるその主なものは、19店舗の新規出店（うちリロケーション6店舗）及び次世代型店舗26店舗等の改装及び店舗のオペレーションの利便性を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

#### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 1 期	第 2 期 (当連結会計年度)
		2018年4月期	2019年4月期
売 上 高 (百万円)		21,776	26,485
経 常 利 益 (百万円)		587	852
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		725	499
1株当たり当期純利益 (円)		4.11	1.96
総 資 産 (百万円)		14,054	15,065
純 資 産 (百万円)		1,382	1,995

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (6) 主要な事業セグメント

(2019年4月30日現在)

事 業 部 門 別	事 業 の 内 容
小 売 事 業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
卸 売 事 業	当社関係会社を含む取引先にフレーム・サングラス等の卸売事業
E C 事 業	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
そ の 他 事 業	ウェアラブル端末の開発及び販売等

## (7) 当該事業年度末における主要な拠点並びに使用人の状況

## ① 主要な拠点等

地 域	店 舗 名	店舗数
本社	東京都中央区	1店
北海道	小樽店、札幌元町店、イオン札幌桑園店 他1店舗	4
青森県	イオン十和田店、イオンタウン弘前樋の口店 他4店舗	6
岩手県	盛岡上堂店、遠野バイパス店、盛岡菜園店 他1店舗	4
宮城県	仙台クリスロード店、仙台泉セルパテラス店 他1店舗	3
山形県	鶴岡南ショッピングセンター店、鶴岡美咲町店 他1店舗	3
福島県	福島方木田店、福島矢野目店	2
茨城県	日立店、水戸笠原店、土浦真鍋店、つくば学園 他6店舗	10
栃木県	那須ガーデンアウトレット店	1
群馬県	カインズホーム前橋吉岡店	1
埼玉県	所沢プロペ通り店、川越クレアモール店、大宮DOM店 他22店舗	25
千葉県	市川店、松戸店、船橋店、京成千葉店、柏店 他24店舗	29
東京都	DOCK白金台本店、EYESTLE渋谷店、新宿中央東口店 他70店舗	73
神奈川県	関内店、横浜西口本店、アージュ小田原店 他59店舗	62
新潟県	上越インター店、燕三条店、長岡イオン前店 他22店舗	25
富山県	メガネハウス礪波店、メガネハウス富山本店 他20店舗	22
石川県	野々市店、輪島ワイプラザ店、イオンタウン金沢示野店	3
福井県	福井二の宮店、福井花堂店、福井開発店、福井下馬店	4
山梨県	甲府アルプス通り店、韮崎店、都留・田野倉店 他9店舗	12
長野県	長野若槻店、レイクウォーク岡谷店 他2店舗	4
岐阜県	岐阜長良店、岐阜加納店、ラスパ御嵩	3
静岡県	浜松鍛冶町店、掛川アピタ前店、函南店 他14店舗	17
愛知県	名古屋大須店、名古屋栄スカイル店 EYESTLE名古屋店 他9店舗	12
三重県	イオンモール桑名店	1
京都府	京都河原町通店	1
大阪府	北心斎橋店、高槻店、天六店、シミズメガネ本店 他19店舗	22
兵庫県	東加古川店、西明石店、神戸三宮店、姫路みゆき通り店 他6店舗	10
広島県	ゆめタウン東広島店 フジグラン広島	2
山口県	下関山の田店 ゆめタウン下松	2
香川県	瓦町FLAG店、イオンタウン宇多津店	2
愛媛県	松山銀天街店	1
福岡県	小倉本店、西新店、天神総本店、久留米上津BP店 他7店舗	11
佐賀県	佐賀西部バイパス店、佐賀大和バイパス店	2
長崎県	長崎千歳店	1
熊本県	熊本東バイパス店、くまなん店、天草店、熊本光の森店 他1店舗	5
宮崎県	都城店	1
鹿児島県	鹿児島店、鹿児島なや通り店、奄美名瀬店、徳之島店 他5店舗	9
沖縄県	豊見城ウイングシティ店、ハンビータウンSC店 沖縄ライカム店	3
	合 計	398

## ② 使用人の状況

使用人数	1,544名 (219名)
------	---------------

(注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。

2. ( )内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社等の状況

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社 メガネスーパー	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	100百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品・健康食品等の店舗 における販売事業及びインターネ ット上のコンタクトレンズ、眼鏡 等の通信販売事業
株式会社 メガネハウス	富山県富山市 上飯野38番地 1	12百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品等の店舗における販 売事業
株式会社関西 アイケアプラ ットフォーム	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品等の店舗における販 売事業
株式会社みち のくアイケア プラットフォーム	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品等の店舗における販 売事業
株式会社En hanlab o	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	25百万円	94.3%	眼鏡型ウェアラブル端末及びその 周辺機器の企画・開発・製造・販 売等

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社 VisionWedge	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	100万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレー ム・サングラスの卸売事業
株式会社 VISIONIZE	東京都渋谷区 新宮前3-35-19 パデイマンイ ケダ3階	200万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレー ム・サングラスの卸売事業及びフ レーム・レンズ・メガネ備品・コ ンタクトレンズ・コンタクトレン ズ備品・サングラス等の店舗にお ける販売事業

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社メガネスーパー	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9 番11号 NEWS日本橋堀留町6階	638,479千円	2,191,093千円
株式会社VISIONIZE	東京都渋谷区新宮前3-35-19 パデイマンイケダ3階	1,114,726千円	

### (9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	百万円 5,472

- (注)1. 上記には、株式会社福岡銀行を主幹事とするシンジケートローン(3,472百万円)を含んでおり  
ます。
2. 2019年4月現在の残高500百万円以上を記載しております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当連結会計年度については、中間配当及び期末配当ともに無配でありませ

(11) 会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数	350,000,000株
普通株式	350,000,000株
A種優先株式	800株
B種優先株式	1株
C種優先株式	1,000株
A種劣後株式	110,000,000株
B種劣後株式	100,000,000株
(2) 発行済株式総数	226,044,272株
普通株式	226,043,151株
	(うち自己株式 49株を含む)
A種優先株式	800株
	(うち自己株式700株を含む)
B種優先株式	1株
C種優先株式	320株
(3) 株 主 数	56,423名

#### (4) 大株主の状況

株主名	普通株式 持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,865,400	11.44
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	25,016,547	11.07
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	7,308,453	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,928,300	2.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	2,844,800	1.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券信託口)	2,457,900	1.09
S I X S I S L T D.	2,000,000	0.88
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	1,757,900	0.78
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	1,727,200	0.76
松井証券株式会社	1,611,300	0.71

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当連結会計年度に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第2回新株予約権
発行決議日	2015年11月19日 (注) 1
新株予約権の数	24,200個
目的となる株式の種類と数	普通株式 2,420,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 53円)
権利行使期間	2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)
	新株予約権の数 24,200個 目的となる株式数 2,420,000株 保有者数 2名

(注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第11回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第11回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

		第5回新株予約権
発行決議日		2017年6月28日 (注) 1
新株予約権の数		28,000個
目的となる株式の種類と数		普通株式 2,800,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 53円)
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 28,000個 目的となる株式数 2,800,000株 保有者数 2名

(注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第14回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第14回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当連結会計年度に当社使用人が保有している新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2014年11月17日 (注) 1
新株予約権の数	29,250個
目的となる株式の種類と数	普通株式 2,925,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 53円)
権利行使期間	2017年11月17日から 2024年11月16日まで
行使の条件	(注) 2
使用人の保有状況	新株予約権の数 29,250個 目的となる株式数 2,925,000株 保有者数 208名

(注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第9回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第9回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

	第4回新株予約権
発行決議日	2016年12月15日 (注) 1
新株予約権の数	32,180個
目的となる株式の種類と数	普通株式 3,218,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 6,100円 (1株当たり 61円)
権利行使期間	2019年12月15日から 2026年12月14日まで
行使の条件	(注) 2
使用人の保有状況	新株予約権の数 32,180個 目的となる株式数 3,218,000株 保有者数 387名

(注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第13回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第13回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 4. 当社の会社役員に関する事項

##### (1) 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星 崎 尚 彦	店舗営業本部本部長
取 締 役	東 原 俊 哉	最高財務責任者
取 締 役	小 坂 雄 介 (通称 市川雄介)	
取 締 役	三 井 規 彰	
取 締 役	永 露 英 郎	
取 締 役	松 本 大 輔	
取 締 役	伊 串 久 美 子	
取締役常勤監査等委員	田 中 武 志	
取締役監査等委員	蝦 名 卓	
取締役監査等委員	加 藤 真 美	

- (注) 1. 取締役 永露英郎氏、松本大輔氏、伊串久美子氏、蝦名卓氏及び加藤真美氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能性を強化するために田中武志氏を常勤の監査等委員を選定しております。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係  
該当事項はありません。
4. 松本大輔氏、伊串久美子氏、蝦名卓氏及び加藤真美氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	中 村 成 宏	マーケティング事業本部 本部長
執 行 役 員	松 尾 拓 道	コンタクト事業本部兼補聴器事業本部 本部長
執 行 役 員	川 添 隆	デジタルエクスペリエンス事業本部 本部長

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	4 名	155,283 千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(2)	10,500
取 締 役 (監査等委員)	3	18,000
(う ち 社 外 取 締 役)	(2)	9,000
監 査 役	3	3,300
(う ち 社 外 監 査 役)	(2)	1,800
合 計	10	176,583

- (注)1. 上記報酬等の額には、2015年11月19日及び2017年6月28日開催の取締役会決議により、ストックオプションとして取締役2名に付与した新株予約権56,763千円(報酬等としての額)を含んでおります。
2. 株主総会による取締役(監査等委員を除く)報酬限度額は年額520,000千円、取締役(監査等委員)報酬限度額は年額50,000千円であります。
3. 期末現在監査等委員を除く取締役は7名、監査等委員取締役は3名であります。上記支給人員との相違は、無報酬の監査等委員を除く取締役3名が存在していることによるものであります。

### (4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	永 露 英 郎	取締役会16回のうち16回に出席し、事業再生や資本市場・金融業界・コーポレートガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取 締 役	松 本 大 輔	取締役会16回のうち16回に出席し、企業経営や資本市場・金融業界・コーポレートガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取 締 役	伊 串 久 美 子	就任後の取締役会13回のうち13回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政に関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役(監査等委員)	蝦 名 卓	就任後の取締役会13回のうち12回に出席、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、財務・会計・税制の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役(監査等委員)	加 藤 真 美	就任後の取締役会13回のうち13回に出席、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、法律の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	1百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会および取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計を記載しております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制について

- ① 当社は、企業の継続的存続のためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意識の教育及び維持・向上に努める。
- ② 取締役会直属の内部監査室及びコーソーシング法人が、監査等委員・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。また、社長と各部門長が定期的に業務に関する報告を行うなど、問題点や今後の課題を直接経営に報告する体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報（以下、職務執行情報という。）につき、当社文書管理規程、情報管理規程、個人情報保護規程及びそれに関する各管理

マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

- ② 職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① リスク管理の実効性を確保するため、専門の各委員会（内部監査室、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、個人情報保護法に基づく委員会等）を核とし、当社全体のリスクを総括的に管理する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に係るリスク・企業リスク等）を十分に認識した上で、リスク管理に関する各規程を整備し、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。
- ③ 緊急事態発生時の通報経路及び役員責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに、防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 取締役の職務を職制規程で明確にし、職務権限規程、職務分掌規程に基づき職務を適正に執行する。
- ② 組織の透明性、業務簡素化に関する各種施策、並びにITの適切な利用等を通じて業務の効率化を推進する。
- ③ 取締役会は、各担当取締役の業務に関し、管理・監督を行い、各取締役は取締役会において、担当業務に関する職務執行の状況を報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンス・マニュアルを作成し共有化を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度その他必要な報告体制を構築する。
- ② 行動規範（倫理行動基準）を制定し、経営トップ以下、当社全体に規範の浸透を図ることにより、健全な企業行動を実践する。

③ コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の、さらなる周知徹底を図る。

(6) 当社における業務の適正を確保する体制について

当社は、当社の内部統制システム充実のため、関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集・開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。

(7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

① 必要に応じ監査等委員の職務を補助する部署をあらたに設置し、人員配置する。

② 前項の具体的な内容については、監査等委員との適正な意思疎通に基づき、担当取締役その他の関係各方面の意見を十分に考慮して検討する。

(8) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項について

① 監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。

② 監査等委員付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制について

① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告をする。

② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容

(10) その他監査等委員会又は監査等委員の監査が実効的に行われることを確保する

ための体制について

- ① 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から随時報告を求める。
- ② 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- ① 代表取締役は、当社における財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社財務グループ等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行うものとする。
- ② 当社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するものとする。

(12) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方について

- ① 反社会的勢力と一切の関係を持たない。また反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。
- ② 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

### ① 取締役会の職務の執行

社外取締役5名を含む取締役10名は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席しております。当事業年度は取締役会を19回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行の監督を行っております。また当社の取締役会に執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャーが出席し業務執行状況を報告することにより、当社において適正な業務執行を統制しております。

### ② 監査等委員会の職務の執行

社外監査等委員2名を含む監査等委員3名は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

当事業年度は監査等委員会を13回開催いたしました。監査等委員会では取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当グループへの往査を行い執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制並びにリスク管理体制

当社のコンプライアンス委員会は、当社の従業員が各委員を構成しており、当社全体のコンプライアンス体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は公益通報窓口（ヘルプライン）を設置しており、問題の早期発見及び是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されております。重要な事案についてはコンプライアンス担当より取締役会及び監査等委員会へ報告を行うこととしております。

リスク管理体制におきましては、事前予兆体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と従業員の安否確認システムの設置を行っております。また、自然災害時のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、社会的使命を持って顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

本「事業報告」に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,129,056</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,568,991</b>
現金及び預金	1,261,196	支払手形及び買掛金	2,016,886
売掛金	1,397,911	短期借入金	2,000,000
商材	4,933,084	1年以内返済予定の長期借入金	500,008
貯蔵品	21,960	未払金	718,458
前払費用	61,348	未払費用	433,338
未収入金	277,096	未払法人税等	123,273
その他	126,351	前受金	1,514,842
	50,107	賞与引当金	42,000
		その他	220,184
<b>固定資産</b>	<b>6,935,954</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,500,921</b>
有形固定資産	2,795,040	長期借入金	3,323,916
建物	1,347,305	退職給付に係る負債	1,900,592
工具器具備品	408,213	繰延税金負債	2,329
機械装置及び運搬具	999	その他	274,083
土地	754,626		
建設仮勘定	9,086		
その他	274,810		
無形固定資産	644,423	<b>負債合計</b>	<b>13,069,913</b>
のれん	414,863	(純資産の部)	
ソフトウェア	171,186	株主資本	1,810,860
その他	58,373	資本金	10,795
		資本剰余金	1,719,602
		利益剰余金	80,466
		自己株	△4
		その他の包括利益累計額	△167,568
		その他有価証券評価差額金	1,181
		退職給付に係る調整累計額	△168,750
		新株予約権	351,805
		非支配株主持分	—
		純資産合計	1,995,097
<b>資産合計</b>	<b>15,065,010</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,065,010</b>

# 連結損益計算書

(自 2018年5月1日)  
(至 2019年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,485,617
売上原価	9,818,397
売上総利益	16,667,220
販売費及び一般管理費	15,735,007
営業利益	932,212
営業外収益	
受取利息	733
受取配当金	417
集中加工室の管理収入	15,505
その他	24,323
営業外費用	
支払利息	91,502
支払手数料	7,748
その他	20,976
経常利益	852,965
特別利益	
固定資産売却益	29,417
固定資産の売却収入	51,000
その他	5,834
特別損失	
固定資産売却損	18,737
固定資産除却損	46,304
店舗閉鎖損	11,403
減損	206,300
和解	120,000
その他	9,711
税金等調整前当期純利益	526,761
法人税、住民税及び事業税	162,773
法人税等調整額	△135,523
当期純利益	499,511
非支配株主に帰属する当期純損失	△106
親会社株主に帰属する当期純利益	499,618

# 貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	167,317	流動負債	322,848
現金及び預金	25,093	未払費用	208,702
売掛金	32,635	賞与引当金	34,372
未収還付法人税等	98,477	預りの金	4,720
前払費用	8,478	その他	67,801
その他	2,633	固定負債	7,251
		長期未払金	81,335
		繰延税金負債	79,006
		負債合計	2,329
			404,184
		(純資産の部)	
固定資産	2,023,776	株主資本	1,435,103
無形固定資産	1,125	資本剰余金	10,795
ソフトウェア	1,125	資本準備金	623,227
		資本剰余金	795
投資その他の資産	2,022,651	その他資本剰余金	622,431
関係会社株式	1,944,894	利益剰余金	801,085
長期貸付金	8,963	その他利益剰余金	801,085
その他	68,793	繰越利益剰余金	801,085
		自己株式	△4
		新株予約権	351,805
		純資産合計	1,786,909
資産合計	2,191,093	負債・純資産合計	2,191,093

# 損 益 計 算 書

(自 2018年5月1日)  
(至 2019年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	952,680
営業費用	571,154
営業利益	381,525
受取利息	59
その他	268
営業外費用	24,739
支払利息	10,424
支払手数料	7,496
その他	6,818
経常利益	357,114
特別利益	478,658
関係会社株式売却益	637
新株予約権戻入益	479,296
税引前当期純利益	836,410
法人税、住民税及び事業税	45,970
法人税等調整額	6,114
当期純利益	784,326

# 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年7月2日

株式会社 ビジヨナリーホールディングス  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 田中弘司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林直也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジヨナリーホールディングスの2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジヨナリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年7月2日

株式会社 ビジョンアリーホールディングス  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 田中 弘 司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジョンアリーホールディングスの2018年5月1日から2019年4月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2019年7月2日

株式会社ビジョナリーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 田中武志 ㊟

監査等委員 蝦名卓 ㊟

監査等委員 加藤真美 ㊟

(注) 監査等委員 蝦名卓及び加藤真美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の目的

当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法により株式会社メガネスーパー（以下「メガネスーパー社」といいます。）の親会社として設立され、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場への上場を継続しておりますが、メガネスーパー社の事業再生過程で発行された種類株式や新株予約権の発行に伴い、新株予約権の行使並びに劣後株式の取得請求権行使による普通株式への転換等、普通株式数が増加したことにより、2019年4月30日現在における当社の発行済株式総数は226,043,151株となっております。

この株式数は当社の事業規模から見て過大な状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、メガネスーパー社による2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下、「AP ファンド」といいます。）により支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終えていることから、2018年7月には新株式の発行を伴わないAPファンド保有の当社普通株式の売出しの決定により、当社の株主構成が大きく変化したことも相まって、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

一方、「事業再生期」から「再成長期」に移行して以降、財務基盤の強化とともに、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備に向けた検討を進めてまいりましたが、本日公表の「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の内容とともに本株式併合により、早期の株主還元の実現を目指してまいりたく、今般、本株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することいたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待するとともに、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備を進めてまいります。

なお、前述しました第三者割当により発行される新株式につきましても、本株式併合の対象となります。

### 2. 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 2019年11月1日をもって、2019年10月31日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2019年4月30日現在）	226,043,151株
株式併合により減少する株式数	203,438,836株
株式併合後の発行済株式総数	22,604,315株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### ④併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（2019年4月30日現在）	350,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数（注）	35,000,000株

## 3. 併合により減少する株主数

2019年4月30日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	56,422名 (100.00%)	226,043,102株 (100.00%)
10株未満所有株主	195名 (0.35%)	378株 (0.00%)
10株以上1,000株未満株主	40,775名 (72.27%)	8,314,889株 (3.68%)
1,000株以上所有株主	15,453名 (27.39%)	217,727,884株 (96.32%)

- ※1 自己株式49株、1名は控除しております。
- ※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様195名は株主の地位を失うこととなります。
- ※3 保有株式10株以上1,000株未満の株主様40,775名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。当社は、本株式併合の効力発生日において、定款変更を行い、単元未満株式の買増し制度を導入する予定です（注）。そのため、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び定款第7条の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、会社法第192条第1項の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### 4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 5. 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

#### 6. 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額について、2019年11月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分） ※注	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第1回新株予約権（ストック・オプション） 2014年11月17日 取締役会決議（当社従業員）	53円	530円
第2回新株予約権（ストック・オプション） 2015年11月19日 取締役会決議（当社取締役）	53円	530円
第4回新株予約権（ストック・オプション） 2016年12月15日 取締役会決議（当社従業員）	61円	610円
第5回新株予約権（ストック・オプション） 2017年6月28日 取締役会決議（当社取締役）	53円	530円

※注 当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法によりメガネスーパー社の親会社として設立されており、上記はいずれも同社により発行された新株予約権（ストック・オプション）を引き継いだものです。

#### 7. 主要日程

取締役会決議日	2019年6月18日
株主総会決議日	2019年7月30日（予定）
株式併合に係る定款変更の効力発生日（注）	2019年11月1日（予定）
株式併合の効力発生日	2019年11月1日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社発行のA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式が全てを取得並びに消却する予定であること（当該手続きは2019年7月下旬に完了予定）、及び本株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、これにあわせて必要な変更を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）            第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億5000万株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。            普通株式 <u>3億5000万株</u>            A種優先株式 <u>800株</u>            B種優先株式 <u>1株</u>            C種優先株式 <u>1000株</u></p> <p>（単元株式数）            第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき<u>100株</u>とし、<u>A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>（単元未満株式についての権利）            第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）            第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>3500万株</u>とし、各種類の株式総数は、次のとおりとする。            普通株式 <u>3500万株</u></p> <p>（単元株式数）            第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき<u>100株</u>とする。</p> <p>（単元未満株式についての権利）            第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利            (4) 次条に定める請求をする権利</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)  <u>第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条から第11条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己株式の取得)  <u>第12条 当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第2章の2 A種優先株式</p>	<p>(削除)</p>
<p>(A種優先配当金)  <u>第10条の2 当会社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u>又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)<u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)<u>に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。</u>  ② ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  ③ 当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。  ④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。</p> <p>② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p>	(削除)
<p>(議決権)</p> <p>第10条の4 A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p>(種類株主総会の議決権)</p> <p>第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	(削除)
<p>(A種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</p> <p>第10条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>② 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>③ 当社は、A種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。</p>	(削除)
<p>(A種優先株式の金銭対価の取得条項)</p> <p>第10条の7 当社は、A種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>② 一部取得するときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(A種優先株式の金銭対価の取得請求権)</p> <p><u>第10条の8</u> A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%(以下「取得限度額」という。)を限度として、当会社がA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)により決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(A種優先株式の譲渡の制限)</p> <p><u>第10条の9</u> 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第10条の10</u> 当会社定款第51条の規定は、A種優先配当金及び、A種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="162 175 482 198">第2章の3 B種優先株式</p> <p data-bbox="116 208 264 230">(B種優先配当金)</p> <p data-bbox="105 230 538 440">第10条の11 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。</p> <p data-bbox="105 440 538 801">② ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払配当金を、以下「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対するC種優先配当金（当会社定款第10条の21に定義するC種優先配当金をいう。第10条の18において同じ。）の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにB種優先配当金の支払に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当を行う。</p> <p data-bbox="105 801 538 1075">③ 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号若しくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号若しくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="105 1075 538 1122">④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</p>	<p data-bbox="754 175 807 198">(削除)</p> <p data-bbox="754 208 807 230">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の12 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。</p> <p>② B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(議決権)</p> <p>第10条の13 B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(種類株主総会の議決権)</p> <p>第10条の14 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</p> <p>第10条の15 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>② 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>③ 当社は、B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(B種優先株式の金銭対価の取得条項)</p> <p>第10条の16 当社は、B種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(B種優先株式の株式対価の取得請求権)</p> <p>第10条の17 B種優先株主は、平成29年11月1日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>1. 取得と引換えに交付する普通株式の数  <u>B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</u></p> <p>2. 当初取得比率  取得比率は、当初、606、700とする。</p> <p>3. 取得比率の調整  (ア)当会社は、B種優先株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種優先株式)」という。)により取得比率を調整する。</p> $\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right) \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(イ)取得比率調整式(B種優先株式)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>調整後の取得比率は、<u>払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>(b) 当会社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、<u>調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>(c) 本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）<u>調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>(ウ)(a) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、<u>10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。</u></p> <p>(b) 取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、<u>調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）JASDAQ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。</u></p> <p><u>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u></p>	

現行定款	変更案
	<p>(c) 取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(エ) 本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。</p> <p>(a) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。</p> <p>(b) 本項(エ)(a)のほか、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。</p> <p>(c) 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(オ) 本項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(B種優先株式の金銭対価の取得請求権)</p> <p>第10条の18 B種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。)に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当会社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(B種優先株式の譲渡の制限)</p> <p>第10条の19 譲渡によるB種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第10条の20 当会社定款第51条の規定は、B種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章の4 C種優先株式</p> <p style="text-align: center;">(C種優先配当金)</p> <p>第10条の21 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式(以下「C種優先配当金算定式」という。)により算出された額(以下「C種優先配当基準金額」という。)に0.07を乗じた額(ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。)を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、当会社定款第10条の26第2項に規定する基準時価をいう。</p> <p style="text-align: center;">(C種優先株式の発行日において B種優先株式の取得請求の (C種優先株式の 発行日における 普通株式の株式数 有効な基準時価</p> $\text{C種優先配当基準金額} = 2,500,000 \text{円} - \text{対価として交付される} \times \text{発行日における普通株式の株式数} \times \text{有効な基準時価}$ <p style="text-align: center;">100</p> <p>② ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>③ 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</p>	
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の22 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額(当社定款第10条の26に定義する。ただし、当社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。)相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日)から残余財産の分配日まで(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)を加算した額を支払う。</p> <p>② C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(議決権)</p> <p>第10条の23 C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(種類株主総会の議決権)</p> <p>第10条の24 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</p> <p>第10条の25 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>② 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>③ 当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(C種優先株式の金銭対価の取得条項)</p> <p>第10条の26 当社は、C種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額(以下「償還価額」という。)の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>② C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式(以下「償還価額算定式」という。)により算出された額(ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。)を乗じて得られる額とする。</p> $\text{取得と引換えに交付する金額の額} = 2,500,000\text{円} + \frac{\text{C種優先株式の発行日における取得におけるC種優先株式の累積未払い配当金相当額}}{100} + \frac{\text{C種優先株式の発行日における取得におけるC種優先株式の累積未払い配当金相当額}}{100} - \frac{\text{C種優先株式の発行日における取得請求の対価として交付される普通株式数}}{100} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価}$	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日(平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。) (かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする(かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。)。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。</p> <p>また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日(ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。)の翌日以降、修正後基準時価決定日まで(同日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。) (かかる期間を、以下「時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正される(かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。)。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。</p> <p>③ 一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。</p>	

現行定款	変更案
<p>(C種優先株式の金銭対価の取得請求権)</p> <p>第10条の27 C種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当会社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付すると引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(C種優先株式の譲渡の制限)</p> <p>第10条の28 譲渡によるC種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第10条の29 当会社定款第51条の規定は、C種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略) (種類株主総会)</p> <p>第16条の2 <u>種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>③ <u>第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は種類株主総会に準用する。</u></p> <p>④ <u>定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第10条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: right;">平成29年11月1日制定 平成30年7月24日改正</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり) (削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第33条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>この定款の変更は、令和元年7月30日から施行する。ただし、第5条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">平成29年11月1日制定 平成30年7月24日改正 令和元年7月30日改正</p>

### 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

当社監査等委員でない取締役全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ほしざき なおひこ 星崎 尚彦 (1966年10月27日)	1989年4月 三井物産(株)入社 2000年1月 (株)フラーージャコーージャパン代表取締役就任 2003年1月 (株)ブルーノマリジャパン代表取締役就任 2006年1月 (株)バートンジャパン代表取締役就任 2009年2月 コンサルティング会社設立代表取締役就任 2011年10月 (株)クレッジ代表取締役就任 2013年6月 (株)メガネスーパー入社 2013年6月 同社執行役員副社長就任 2013年7月 同社代表取締役社長就任（現任） 2017年1月 (株)メガネハウス代表取締役就任（現任） 2017年5月 (株)Enhnlabo取締役就任（現任） 2017年6月 (株)関西アイケアプラットフォーム代表取締役社長就任（現任） 2017年8月 (株)みちのくアイケアプラットフォーム代表取締役社長就任（現任） 2017年11月 当社設立代表取締役就任（現任） 2018年5月 (株)VisionWede取締役就任（現任） 2018年8月 (株)VISIONIZE取締役就任（現任）	普通株式 209,716株
2	みついのりあき 三井 規彰 (1970年10月20日)	2004年12月 (株)クオカード入社 2007年12月 (株)タスコシステム取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2010年3月 (株)EMCOMホールディングス取締役管理本部長 2010年3月 (株)EMCOM FINANCIAL代表取締役 2012年10月 (株)アイレップ 経営推進本部長 2015年9月 (株)メガネスーパー入社 2015年9月 同社執行役員CFO就任 2016年7月 同社取締役執行役員CFO就任（現任） 2017年1月 (株)メガネハウス監査役就任（現任） 2017年5月 (株)Enhnlabo取締役就任（現任） 2017年6月 (株)関西アイケアプラットフォーム監査役就任（現任） 2017年8月 (株)みちのくアイケアプラットフォーム監査役就任（現任） 2017年11月 当社設立取締役就任（現任） 2018年5月 (株)VisionWede監査役就任（現任） 2018年8月 (株)VISIONIZE監査役就任（現任）	普通株式 6,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	まつもと だいすけ 松本大輔 (1974年3月4日)	1997年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン入社 2005年7月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパンアソシエイト・プリンシパル就任 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株)シニアエグゼクティブ・アドバイザー就任 2009年10月 ルートエフパートナーズ(株)設立 同社代表取締役就任(現任) 2017年7月 (株)メガネスーパー取締役就任(現任) 2017年11月 当社設立取締役就任(現任)	一株
4	いぐしくみこ 伊申久美子 (1968年9月3日)	2000年10月 デロイト・トーマツ・コンサルティング(株)テレコム&メディア事業部マネージャー 2003年1月 日本ビューレット・バックカード(株)戦略企画部門マネージャー 2003年9月 日本ビューレット・バックカード(株)経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト 2006年6月 エーオン・ホールディングス・ジャパン(株)経営企画部門部長兼新規事業開発部長、エーオン・リスク・サービス・ジャパン(株)営業市場開発部長、エーオン・コンサルティング・ジャパン(株)HRコンサルタント 2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院 行政学修士号(MPA)取得 2011年9月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略・市場開発部長 2012年7月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー 2014年9月 (株)霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長(CEO兼COO) 2015年11月 (株)USEN 社外取締役 2016年4月 (株)アマガサ 社外取締役 2017年7月 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役(現任) 2018年7月 当社取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 松本大輔氏及び伊申久美子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 松本大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおり、企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 当社は、松本大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届出る予定であります。
4. 松本大輔氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役として在任期間は本総会最終

- の時をもって2年となります。
- 伊串久美子氏を社外取締役は、企業経営者及び他の企業の役員を歴任しており小売業にとどまらず各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言をいただくことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - 当社は、伊串久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引続き同氏を独立役員として届出る予定でおります。
  - 伊串久美子氏は、現在当社の社外取締役であります但し社外取締役として在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

本総会終結の時をもって会計監査人ひびき監査法人は、任期満了となります。つきましては、RSM清和監査法人を新たに選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

#### 異動に係る会計監査人の概要

##### (1) 就任する会計監査人の名称等

①名称	RSM清和監査法人
②所在地	東京事務所 東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 (主たる事務所) 曙杉館4階  神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階
③業務執行社員の氏名	市川 裕之 藤本 亮
④日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	日本公認会計士協会の上場会社監査事務所名簿に記載されております。

(注) 監査等委員会がRSM清和監査法人を当社の会計監査人の候補とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への深い理解等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

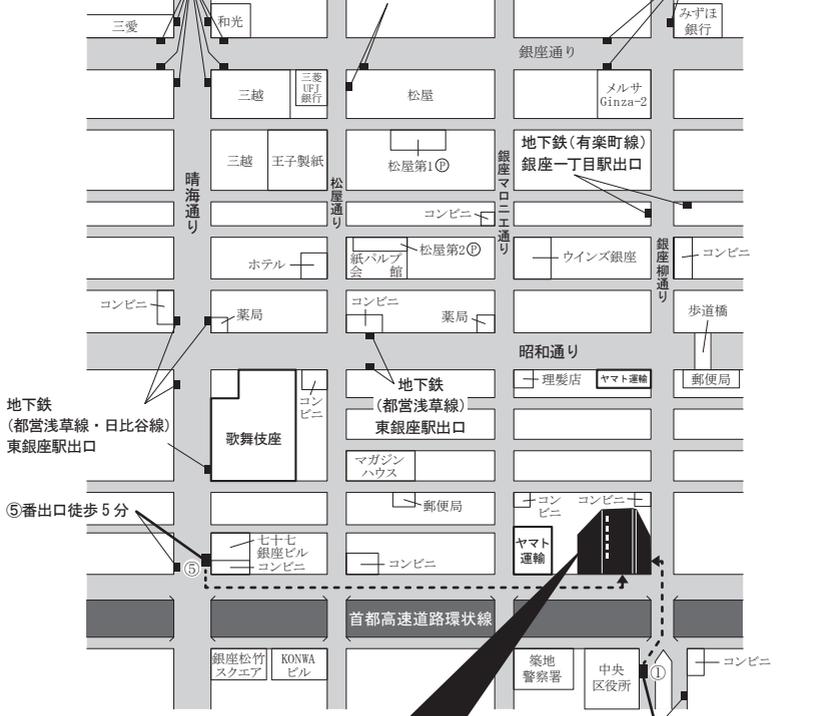
以上

# 株主総会会場ご案内図

地下鉄(銀座線・日比谷線・丸の内線)  
銀座駅出口

地下鉄(銀座線・日比谷線・丸の内線)  
銀座駅出口

地下鉄(有楽町線)  
銀座一丁目駅出口



地下鉄  
(都営浅草線・日比谷線)  
東銀座駅出口

⑤番出口徒歩5分

**銀座 Blossam 中央会館**  
東京都中央区銀座2-15-6

地下鉄(有楽町線)  
新富町駅出口  
①番出口徒歩1分